

公益財団法人名古屋産業振興公社

中小企業カスタマーハラスメント 対策支援補助金

【募集案内】

中小企業における就業環境の改善を図るため、カスタマーハラスメント対策に取り組む事業について、経費の一部を補助します。

■ 交付申請書受付期間

【第1期募集】

令和7年8月1日（金）～令和7年8月29日（金）

※令和7年9月末予定の交付決定後に発注し、令和8年1月末までに全ての経費支払いが完了した経費が補助対象となります。

【第2期募集】

令和7年10月1日（水）～令和7年10月31日（金）

※令和7年11月末予定の交付決定後に発注し、令和8年1月末までに全ての経費支払いが完了した経費が補助対象となります。

◆ 申請書等の各種様式につきましては、公益財団法人名古屋産業振興公社のウェブサイトからダウンロードしてください。

URL : https://www.nipc.or.jp/customer_harassment/

または、「中小企業カスタマーハラスメント対策支援補助金」で検索

◆ 提出方法：申請受付フォームより

※申請書類の記載漏れや不足等の不備があった場合は、不交付となります。

不備のないよう、提出前にご自身でよくご確認ください。

※上記申請受付フォームからの申請が難しい方はご相談ください。

※募集予定枠に達した場合はその時点で受付を終了します。

【お問い合わせ先】

公益財団法人名古屋産業振興公社 名古屋市新事業支援センター

所在地：名古屋市千種区吹上二丁目6番3号（名古屋市中小企業振興会館 5階）

電話番号：052-735-0808

対応時間：9:00～17:00（土日・祝日を除く）

1 目的

名古屋市内（以下「市内」という。）の中小企業者が、就業環境の改善を図るため、カスタマーハラスメント対策に取り組む事業に対し、公益財団法人名古屋産業振興公社（以下「公社」という。）が、その事業に要する経費の一部を補助することで、市内中小企業者の経営基盤の強化に資することを目的とします。

2 補助事業者

（１）補助事業者は、就業環境の改善を図るために、カスタマーハラスメント防止を目指す取り組みを実施する中小企業者であって、次のすべてに該当する方とします。

①中小企業者であり、みなし大企業でないこと。

②申請時点で労働者災害補償保険の対象となる従業員がいること。

③法人の場合は、本店として登記されている住所地が市内であること。個人で事業を営んでいる場合は、住民票に記載されている現住所及び主たる事業所が市内であること。

④交付の申請時点において、法人の場合は税務署に申告した直近の法人税確定申告書別表一の写し、個人の場合は税務署に申告した直近の所得税確定申告書第一表（事業収入又は不動産収入の申告があるものに限る。）の写しを提出できること

⑤市税を滞納していないこと。

⑥名古屋市暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

⑦反社会的勢力に該当する、あるいは今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思のある者でないこと。

⑧法令違反による処罰等がかかえている者でないこと。

⑨風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）第 3 条に規定する営業許可を受ける事業若しくは第27条及び第31条の 2、第31条の 7、第31条の12、第31条の17に規定する営業等の届出の対象となる事業を営んでいない、又は今後営む予定でないこと。

⑩過去に本補助金の交付を受けていないこと。

⑪その他補助金を交付することについて、理事長が不相当と認める事由のないこと。

【中小企業者の定義について】

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する会社又は個人をいう。

業種分類	定 義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、（特例）有限会社、弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人、特許業務法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人を指します。

※ただし、次のいずれかに該当するみなし大企業を除きます。

- ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ・発行済株式の総数又は出資価額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

（２）（１）のほか、以下の条件を満たす必要があります。

条件
ア：名古屋市新事業支援センターが実施するカスタマーハラスメント対策セミナーを受講済みである
イ：名古屋市新事業支援センターでカスタマーハラスメント対策に関する相談を受けている
ウ：カスタマーハラスメント対策を実施することを従業員等に対して表明している

○この補助金は、名古屋市新事業支援センターで、カスタマーハラスメント対策に関する相談を受けることが申請の要件となっています。

【カスタマーハラスメント対策に関する相談 お問合せ先】

名古屋市新事業 支援センター	電話番号：052-735-0808	令和7年6月2日 相談予約開始
-------------------	-------------------	--------------------

※カスタマーハラスメントが発生した場合の、個別事案解決に関する相談は行っておりませんので、ご了承ください。

3 補助事業

中小企業が就業環境の改善を図るために市内で実施する、カスタマーハラスメント対策を目的とした取り組みを本補助金の交付の対象事業とします。

【事業例】

- ・顧客等とのやり取りの事実関係を確認するため、管理用カメラを設置して録画・録音ができるようにしておくとともに、カスタマーハラスメント防止のため顧客にもその旨を周知する。
- ・顧客等とのやり取りの事実関係を確認するため、通話録音装置を設置して録音ができるようにしておくとともに、カスタマーハラスメント防止のため顧客にもその旨を周知する。
- ・カスタマーハラスメント対応として、顧客対応者、現場責任者、本社や本部への報告や相談手続きなどについて、マニュアルを作成し、従業員に周知する。

4 補助率・補助金額

補 助 率	補 助 金 額
補助対象経費の2分の1以内	5万円～30万円

5 補助対象経費

(1) 補助事業の実施に要する経費で、以下の経費が補助対象経費となります。

区 分	内 容
管理用カメラ導入費	・管理用カメラ ・設置費等
通話録音装置導入費	・通話録音装置 ・設置費等
謝金	・基本方針、基本姿勢、対応マニュアル等の作成のために必要な謝金として、依頼した弁護士や社会保険労務士等に支払われる経費

※録画・録音データの確認用機器については、1申請につき1種類1台までを補助対象経費とする。

※上記に記載のない経費で、カスタマーハラスメント対策に必要な経費については、ご相談ください。

○リース費用について

交付決定後に契約し、契約始期日から補助事業の実施期間の末日までを対象期間とし、補助事業の実施期間内に支払いが完了したものを対象とします。

※対象期間に1か月未満の端数が生じたときは端数を切り捨てとし、年額払い等の場合においては、月額に換算して計算します。

(2) 以下の経費等につきましては**補助対象外**となります。

- ・管理用カメラや通話録音装置等（以下「設備等」という。）設置後のアフターサービスに関する費用（但し、導入時の費用に含まれる場合を除く）
- ・設備等の運送費
- ・既存設備等の修理費・撤去費・処分費
- ・公租公課（消費税及び地方消費税等）、振込手数料・代引手数料
- ・保証費用・保守費用
- ・凡用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費用（容易に持ち運びができ、他の目的に使用できるスマートフォン、携帯電話等）
- ・古物商許可を取得していない物から購入した中古品および、オークション等で購入した物品
- ・設備等の使用方法に関する講習費用
- ・インターネットの通信料
- ・顧問料として支払われる費用
- ・予備のディスクレコーダー、機器等
- ・見積書、領収書等の帳票類に不備がある場合
- ・ポイントでの支払い分、値引き費用
- ・代表者本人あるいは代表者が同一人である会社との取引に関する経費
- ・補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が難しいもの
- ・他の取引と相殺して支払が行われている場合
- ・交付決定前に発注・契約・納品が行われた経費（交付決定後に発注・契約・納品したものでないと対象外となります）
- ・名古屋市外で実施された事業に関する経費
- ・その他公序良俗に反する等、理事長が適当でないと認める事業

など

(3) 条件等

①補助対象経費の発生・支払時期

補助事業の実施期間内に発生し、支払いを完了した経費が補助対象となります。

補助事業の実施期間外に契約、支払いが行われたものは対象とすることができません。

※クレジットカード及び口座振替での支払いの場合、購入日ではなく引落日が実施期間内に含まれる必要があります。

②機器・設備等の設置場所

機器・設備等の設置場所は、市内の事業所とします。

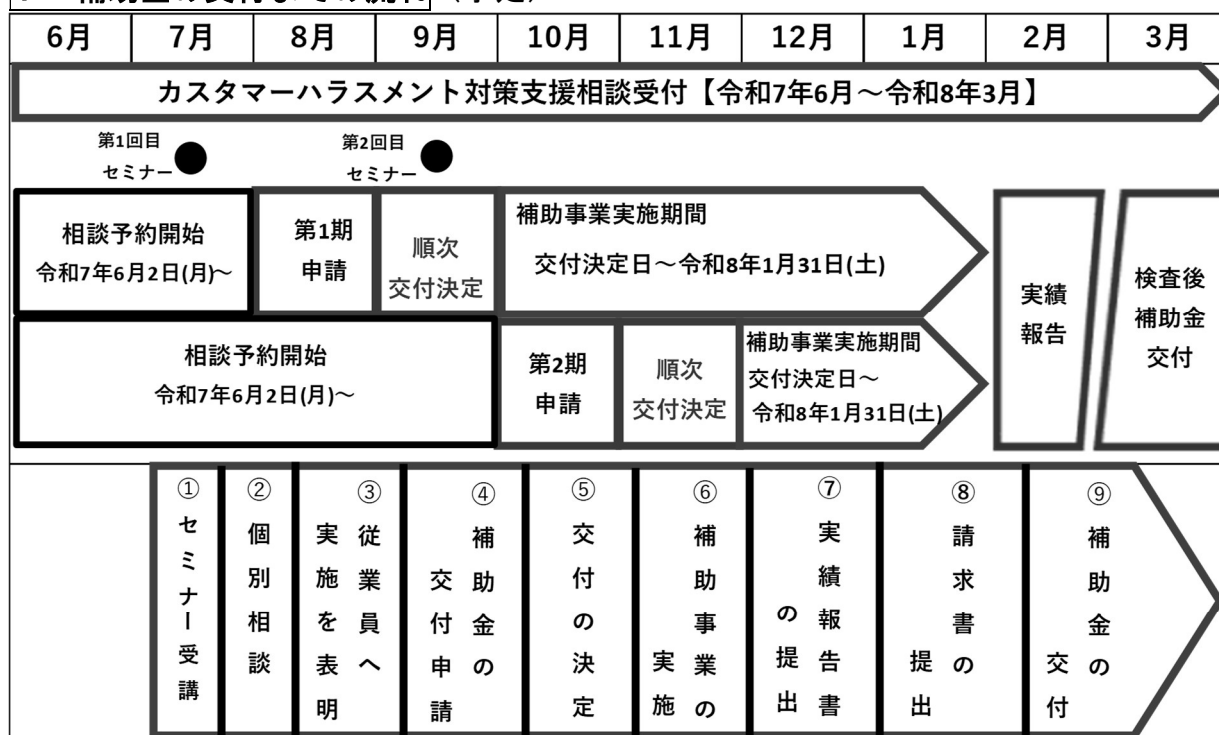
③補助対象経費の合計額

補助対象経費の合計は、10万円以上とします。※消費税等は除く

④その他

- ・設備等は、カスタマーハラスメント対策のために導入するものであること。(防犯を目的とするものは対象になりません。また設備等は顧客と従業員等との対応を記録できるように設置してください。)
- ・管理用カメラや通話録音装置等の設置および運用にあたり、個人情報の保護に関する法律等の必要な法令に配慮がされていること。
- ・設備等の導入後、公社による設置確認の要請及び成果報告の協力に応じること。
- ・設備等は、複数の事業者で共同所有するものでないこと。
- ・補助事業を実施する期間中に同一の経費について、国等の他の補助金の交付対象となっていないこと。
- ・補助金を交付することについて、不相当と認める事由のないこと。

7 補助金の交付までの流れ (予定)



- ①セミナーは第1回目を7月頃、第2回目を9月頃実施します。いずれかへの参加が必要です。
- ②セミナー受講後、名古屋市新事業支援センターにて個別相談を受けてください。
- ③カスハラ対策の実施について従業員へ表明してください。
- ④交付申請期間【第1期】令和7年8月1日(金)～令和7年8月29日(金)
【第2期】令和7年10月1日(水)～令和7年10月31日(金)
- ⑤交付決定(予定)【第1期】令和7年9月30日(火)
【第2期】令和7年11月28日(金)
- ⑥補助事業の実施 【第1期及び第2期】交付決定日～令和8年1月31日(土)
- ⑦実績報告書の提出 【第1期及び第2期】補助事業完了後30日以内又は令和8年2月28日(金)のいずれか早い日
- ⑧請求書の提出 【第1期及び第2期】額確定通知書の受理後速やかに
- ⑨補助金の交付 【第1期及び第2期】請求書提出後～令和8年3月31日(火)

【交付申請で提出いただく書類】

No.	提出書類
1	(様式第 1 号) 公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業カスタマーハラスメント対策支援補助金交付申請書
2	(様式第 2 号) 公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業カスタマーハラスメント対策支援補助金交付申請書 添付書類チェックリスト
3	(様式第 3 号) 企業概要書
4	(様式第 4 号) 補助事業計画書
5	直近に提出した労働保険概算保険料申告書の写しと、労災保険加入証明の写し 又は厚生労働省「労働保険適用事業場検索」(https://chosyu-web.mhlw.go.jp/LIC_D/workplaceSearch) 結果の写し
6	補助事業に係る導入設備等の見積書の写し
7	(法人の場合) 税務署に申告した直近の法人税確定申告書別表一の写し
8	(個人の場合) 税務署に申告した直近の所得税確定申告書第一表（事業収入又は不動産収入の申告があるものに限る。）の写し
9	(様式第 5 号) 支援内容確認書
10	従業員等へカスタマーハラスメント対策を実施することを表明したことを証する書面

8 交付決定後の主な注意事項

(1) 実績報告書提出時までに補助事業者の条件を満たしていることが確認できる書類の提出が必要となります。

- ・(法人の場合) 履歴事項全部証明書の写し
提出日より 3 か月前以内に発行されたもの
- ・(個人の場合) 住民票の写しの写し
提出日より 3 か月前以内に発行され、本籍・続柄・個人番号の記載のないもの
- ・営業許可を受ける業種については営業許可証の写し
- ・市税に関する滞納がない旨の証明（交付決定日以降に発行のもの）の写し

(2) 補助事業の変更等、以下に該当する場合は、承認が必要となります。

- ・補助事業の内容及び経費配分を変更する場合（軽微な変更を除く。）
- ・補助事業を中止又は廃止する場合

※ 軽微な変更とは、補助金の交付の目的の達成に支障がないと認められる補助対象経費の20%以内の変更をいいます。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告して指示を受けてください。
- (4) 代表者、住所又は組織等を変更したときは、所定の様式に必要な書類を添付して、速やかに提出してください。
- (5) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備してください。また、書類、帳簿等は、補助事業等の完了後、5年間保存してください。

9 実績報告・補助金の交付

補助事業の完了後、30日以内若しくは令和8年2月28日までのいずれか早い日までに、実績報告していただきます。その後、実績報告について検査・確認を行い、補助金の額を確定、通知、請求の後、補助金の交付となります。

- ※1 補助金の交付は、実績報告後、支払いまで期間を要しますので、資金繰りは余裕を持って計画してください。
- ※2 補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。

10 事業完了後の主な注意事項

(1) 財産処分の制限

補助事業において取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについては、交付決定後5年間、その処分等につき制限を受ける場合があります。

(2) 事業活動の継続が困難になった場合

補助金の交付決定後5年以内に、事業活動の継続が困難になった場合においては、速やかに届出をしてください。

(3) 正当な理由のない事業活動の休止又は廃止について

令和8年4月から5年以内に、正当な理由なく事業活動を休止又は廃止した場合、既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命じることがあります。

11 暴力団の排除

名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者は、補助事業者にはなりません。（申請書に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。）

補助事業者が交付の決定後、前述の条例の規定に該当することとなったとき、又は交付申請をした当時に前述の条例の規定に該当していたことが後日判明したときには、補助金の交付の決定を取り消すものとします。

12 個人情報の管理

本補助金の交付に係る提出書類により公社が取得した個人情報については、名古屋市への報告、検査での提出及び以下の利用目的以外に利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

- ・ 本補助金における補助事業者事業管理（愛知県警察本部への照会を含む。）のため
- ・ 本補助金の事務連絡、資料送付、効果分析等のため
- ・ 統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため
- ・ 補助事業の成果について公表するため
- ・ 当公社及び名古屋市の事業やイベントにかかる情報提供のため

13 事業状況報告等への協力をお願い

本補助金の交付を受けた方は、令和8年度及び令和9年度の2年間、事業の状況を報告していただくこととなっております。また、売上高の推移など、市が行う事業状況の調査に対して、ご協力くださいますようお願い致します。

名古屋市及び公社では、中小企業におけるカスタマーハラスメント対策にかかる取り組みについては、交付の決定以降、他の事業者にとって参考となるような取り組み事例については公表させて頂きたいと考えておりますので、こちらに関しましてもご協力をお願い致します。なお、公表する補助事業者及び内容につきましては、各補助事業者と相談の上、決定していきます。

交付申請書のご提出

【交付申請書の受付期間】

第1期募集

受付開始：令和7年8月1日（金） 9：00～

受付終了：令和7年8月29日（金） 16：00必着

第2期募集

受付開始：令和7年10月1日（水） 9：00～

受付終了：令和7年10月31日（金） 16：00必着

【提出先】

名古屋市新事業支援センター（公益財団法人名古屋産業振興公社）

【提出方法】

申請受付フォームより提出

申請期間になりましたら本補助金専用ホームページに申請受付フォームボタンを表示します。

※申請受付フォームより申請が完了しますと、「受付完了メール」を自動返信機能にて送付致します。万が一、交付申請書類送信後、「受付完了メール」が届かない場合は、お手数ですが下記電話番号までご連絡下さい。「受付完了メール」が届かない場合、交付申請書類が受信できていない可能性がございますので、必ずご確認頂きますようお願い致します。

※送付いただくデータのファイル形式は様式第1号、2号、3号はExcelデータ及びPDFデータの2つの形式にてご提出いただき、その他のデータは全てPDF形式にいただき送付をお願い致します。ファイルの容量が20MB以上の場合、データの添付が出来ませんので、事前にご相談頂きますようお願い致します。

※申請書類の記載漏れや不足等の不備があった場合は、不交付となります。

不備のないよう、提出前にご自身でよくご確認ください。

※申請受付フォームからの申請が難しい方はご相談ください。

お問い合わせ先

公益財団法人名古屋産業振興公社 名古屋市新事業支援センター

所在地：名古屋市千種区吹上二丁目6番3号（名古屋市中小企業振興会館 5階）

電話番号：052-735-0808

対応時間：9：00～17：00（土日・祝日を除く）